

問生活環境課 28・6015
ごみ減量推進係 FAX 28・6059

業務（市内全域）	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
クリーンセンター （8：00～15：30）	○	○	休	○	○	○	○	○	○	休
家庭ごみ収集	○	○	休	○	○	○	○	○	休	休
粗大ごみ 戸別有料収集	休	休	休	○	休	休	休	○	休	休

※ごみは家庭で保管して、ごみ集積所に出さないようにお願いします

GWのごみ収集及びクリーンセンターのお休みは左表のとおりです。

5月7日（土）はごみ収集休業日

お知らせ

日…日時
場…場所
内…内容
対…対象者
定…定員
持…持参品
募…募集期限・期間
申…申込方法・申込先

円…参加費
講…講師
備…ほかの情報
問…問い合わせ先
FAX…ファクス番号
Eメール…Eメール

民法改正〈成年年齢の引き下げ〉

4月1日から 成年年齢 が 18 歳 になります

主な改正内容

- ◆大人になる年齢（成年年齢）が、18歳になります
- ◆18歳から、親の同意が無くても契約が結べるようになります（携帯電話、ローン、クレジットカード、賃貸契約など）
- ◆お酒やたばこ、公営競技は、引き続き20歳から



▲詳しくは、消費者庁特設ページをご覧ください

消費トラブルに注意しましょう

契約は、法的な責任を伴います。事前に契約内容を確認し、しっかり考えてから契約しましょう！



問 市民くらしの相談室 28-6143

老朽危険空家除却に係る補助を行います

内公共の福祉と地域の住環境の向上を目的として、老朽化によって倒壊の恐れのある危険な空家を除却する場合に、予算の範囲内で工事費の一部を補助します。なお、一部に対象とならない地域があります。

対象となる空き家

- 個人が所有している住宅または併用住宅のうち、次の3つの条件を満たすものから選定します。
- 居住、その他使用されていないことが常態化しているもの
- 腐朽、破損などが一定の基準を満たすもの
- 倒壊した場合に、道路との境界を越え、災害時の避難行動などに支障をきたす恐れがあるもの

補助対象者

対象となる空き家の所有者など

補助金額

補助対象工事費に5分の4を乗じた金額（最高80万円）

※補助対象工事は、一定の資格を有する市内業者が請け負う工事に限られ、取り壊し後の整地工事費、地下埋設物の除却、家財道具の処分などに要する費用は含まれません

受付期間

4月11日（月）～5月9日（月）まで

問 建築住宅課 空家等対策室

28・6184 FAX 28・6189

浄化槽設置に係る補助を行います

- 対次のいずれにも該当する方
- 合併処理浄化槽を4月以降に設置する方で、令和5年3月末までに設置が完了する方
- 5人槽・7人槽・10人槽のいずれかの合併処理浄化槽を設置する方
- 公共下水道事業認可区域外に設置する方
- 市税に滞納がなく、過去にこの補助金を受けたことがない方

※必ず設置工事前に申し込みをしてください。設置後の申し込みは認められません。また、申し込みをしても補助が受けられない場合があります

補助金限度額

○新築

- 5人槽：22万円
- 7人槽：27万6千円
- 10人槽：36万4千円
- 転換（汲み取り便槽・単独浄化槽から合併処理浄化槽への設置替え）
- 5人槽：33万2千円
- 7人槽：41万4千円
- 10人槽：54万8千円

提出書類

補助金交付希望申込書、浄化槽設置届の写し、補助対象調査票（新築のみ）

募 4月11日（月）～（先着順）

※補助予定基数になりしだい締め切り

問 生活環境課 28・6145

FAX 28・6059

保険料の計算方法

一人あたりの保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と前年所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

	令和4・5年度	令和2・3年度
均等割額	49,140 円	47,720 円
所得割額	9.09%	9.02%
限度額	660,000 円	640,000 円

後期高齢者医療保険料が 変わります

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年ごとに保険料率を見直しています。

医療給付費は、高齢化が進んでいることや医療の高度化などにより、年々増加しています。

県後期高齢者医療広域連合では、剰余金を最大限活用するなど、できる限り被保険者の方への影響が少なくなるよう配慮し、令和4・5年度の保険料を改定しました。

社会全体で制度を支えています

高齢者が安心して医療を受けられるよう、後期高齢者医療制度は、自己負担分を除き、国・県・市町の負担金（約5割）、現役世代からの支援金（約4割）、被保険者から納めて頂く保険料（約1割）を財源として運営しています。

問 県後期高齢者医療広域連合

089・911・7734

国保医療課 後期高齢者医療係
28・6017 FAX 28・6058

LED防犯灯設置事業費補助金

内夜間の犯罪防止と通行の安全を図るため、自治会などでLED防犯灯を設置する場合、予算の範囲内で経費の一部を補助します（管球のみの取り替えは対象外）。

補助金額

市内全体での申請総額（一基あたり1万5千円×総申請基数で計算）により、補助金額が変わります。

①申請総額が予算額を超える場合

A 予算額を総申請基数で除した額（100円未満切り捨て）に、申請基数を乗じた額

B 設置に要した費用の3分の2

②申請総額が予算額内の場合

A 1基あたり1万5千円×申請基数

B 設置に要した費用の3分の2

※①②ともに、AまたはBのいずれか少ない額を補助します（千円未満切り

捨て）

※申請額より補助金額が減額となる場合がありますので、ご了承ください

予算額 600万円

補助対象及び補助上限額（1基あたり）

LED防犯灯 1万5千円

申請上限基数

1自治会などにつき年間5基まで

※5月9日（月）～5月31日（火）

※土・日曜日を除く

申 市役所1階 市民くらしの相談室・各窓口センター

提出書類

補助金等交付申請書、工事費見積書、位置図、事業計画書・収支予算書、団体の金融口座の写し

※補助金等交付申請書、事業計画書・収支予算書は、市民くらしの相談室・各窓口センターに備え付けています。また、市ホームページからもダウンロードできます

※今年度から、申し込み先、問い合わせ先が変更になりましたので、ご注意ください

問 市民くらしの相談室
28・6143 FAX 28・6149

市税等の納付には

「口座振替」がおすすめです

口座振替により「便利」「確実」「簡単」「安全」に税金などを納めることができます。手続きは、各金融機関窓口で

行えます。また、市税は「ネット口座振替受付サービス」でも手続きができます。対象市税など、詳しくは、市ホームページをご確認ください。

問 会計課 28・6041

FAX 28・6171



住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金について

支給額 一世帯あたり10万円

住民税非課税世帯

2月下旬に、市から申請書類を送付しています。2月発送分については、申請期限が5月31日（火）までとなっていますので、忘れずにご返送ください。

家計急変世帯

令和3年1月から令和4年9月30日までに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯が支給対象です。生活福祉課、土居・川之江・新宮の福祉窓口にて申請してください（申請期限は9月30日です）。

※DVなどのご事情により避難している方や、令和3年1月1日以降に離婚された方で、支給要件に該当すると思われる方は、お問い合わせください
※詳しくは、市ホームページをご覧ください



申 問 臨時特別給付金事務局（生活福祉課内）
28・6134 FAX 28・6172

マイナンバーカードが木曜日の19時まで受け取れるようになりました（完全予約制）

交付場所は、市役所1階の市民窓口センターのみで、交付日の4日前までに予約が必要です。市役所から届くはがき「マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書」を用意し、お近くの窓口センターへ電話などご予約のうえ、お越しください。

交付期間

4月～令和5年3月までの毎週木曜日
交付時間 19時まで

交付場所 市民窓口センター
(三島宮川4・6・55)

予約申込及び問い合わせ先

市民窓口センター
28・6013 FAX 28・6128
川之江窓口センター
28・6181 FAX 28・6245
土居窓口センター
28・6320 FAX 28・6391
新宮窓口センター
28・6402 FAX 28・6405



学生納付特例制度をご存知ですか？

学生本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

「学生納付特例」が認められた期間には算入されますが、年金額には反映されません。

【「納付」と「学生納付特例」と「未納」の違い】

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (注1)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	× (注2)	○
未納	×	×	×

(注1) 障害基礎年金及び遺族基礎年金を受け取るには一定の要件があります

(注2) 保険料を10年以内に納付（追納）すると年金額に反映されます

対大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程）に在学する学生で、

本人の前年所得が一定額以下の方

持年金手帳、学生証の両面コピーまたは在学証明書原本、本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）

※代理の方が来られる場合は、代理の方の本人確認ができるものが必要です
申各窓口センター

問新居浜年金事務所

0897・35・1300

市民窓口センター（年金担当）

28・6018 FAX 28・6128

国民健康保険資格の喪失手続きをしましょう

社会保険など他の健康保険に加入しても、自動的に国民健康保険の脱退とはなりません。必ず資格喪失の手続きを行ってください。手続きが遅れると、納付済みの保険料の還付が受けられなくなる場合があります。

持国民健康保険被保険者証、社会保険などの健康保険被保険者証、届出人の本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）、世帯主及び被保険者のマイナンバーがわかるもの

※同一世帯の方以外が手続きをする場合は、委任状が必要です

申国保医療課・各窓口センター

問国保医療課 国民健康保険係
28・6020 FAX 28・6058

学生用被保険者証の交付手続きを忘れずに！

国民健康保険にご加入の方で、就学のために市外に住所を定める方には、転出手続きを済ませた後、申請により「学生用被保険者証」を交付します。

持4月1日以降の在学証明書、国民健康保険被保険者証、届出人の本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）、世帯主及び被保険者のマイナンバーがわかるもの
申国保医療課・各窓口センター

※既に学生用被保険者証をお持ちの方で、引き続き学生である場合は、市から送付する現況届に在学証明書（学生証不可）を添えて提出してください
※卒業などで学生の資格が無くなる方は、被保険者証が無効となりますので、資格喪失の届け出が必要です
問国保医療課 国民健康保険係
28・6020 FAX 28・6058



犬・猫に対する不妊去勢手術費 支援事業を開始します

犬・猫の無秩序な繁殖を抑制し、不幸な命を増やさないために不妊去勢手術費用の一部を補助します。

補助対象者及び要件

- 本市に住民登録されている方
- 市税に滞納が無い方
- 営利を目的として犬・猫を所有または占有していない方
- 犬は登録済みであり、過去1年以内に狂犬病予防注射済みであること
- 県内の診療施設で実施する手術であること

※必ず不妊去勢手術前に申請してください。手術後の申請は認められません

補助金額 不妊去勢ともに上限5千円

補助頭数 犬・猫計70頭

※申請者1人につき、犬・猫計3頭まで

募 4月11日(月)～

※補助予定件数になりしだい締め切り

申 生活環境課に備え付けている補助金交付申請書に必要事項を記入し、提出してください。補助金交付申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。



申 生活環境課 28・6145

FAX 28・6059

狂犬病予防集合注射について

例年4・5月に市内各地域で実施している狂犬病予防集合注射は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止します。10月下旬実施を現在検討中ですが、実施しない場合は、広報10月号及び市ホームページでお知らせします。実施する場合、本市に犬の登録がある方へ、10月上旬ごろに再度案内がきを送付します。

狂犬病予防法により、生後90日を経過した犬は、毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。かかりつけや最寄りの動物病院に注射料金や診察時間などをご確認頂き、狂犬病予防注射を接種してください。

※案内はがきが届いた方は、注射の際に必ずはがきを持参してください

問 生活環境課 28・6145

FAX 28・6059



「普通救命講習Ⅰ」「普通救命講習Ⅲ」定期開催(無料)

5月からまちづくり出前講座「普通救命講習Ⅰ」(成人に対する心肺蘇生法)と「普通救命講習Ⅲ」(小児・乳児・新生児に対する心肺蘇生法)を定期開催します。講習会は1回3時間で受講後に修了証を発行します。各種団体をはじめ、ご夫婦やご友人同士、お一人

でも参加できます。

なお、駐車場には限りがありますので、お乗り合わせのうえ、お越しください。

※講習途中で参加・退出した場合は、修了証をお渡しできません

募 各開催日の5日前まで

申 問 警防課 28・6933

FAX 23・6614

日にち	時間	場所	種別	定員(名)
5/15(日)	9:30～12:30	消防防災センター	普通救命講習Ⅰ	20
6/ 5(日)	9:30～12:30	消防防災センター	普通救命講習Ⅰ	20
6/11(土)	9:30～12:30	東分署	普通救命講習Ⅲ	15
6/22(水)	18:00～21:00	消防防災センター	普通救命講習Ⅲ	15
7/ 3(日)	9:30～12:30	消防防災センター	普通救命講習Ⅰ	20
7/10(日)	9:30～12:30	西分署	普通救命講習Ⅲ	15
7/24(日)	9:30～12:30	消防防災センター	普通救命講習Ⅲ	15
8/ 3(水)	13:30～16:30	消防防災センター	普通救命講習Ⅰ	20
8/20(土)	9:30～12:30	消防防災センター	普通救命講習Ⅰ	20
9/ 9(金)	18:00～21:00	消防防災センター	普通救命講習Ⅰ	20
10/30(日)	9:30～12:30	東分署	普通救命講習Ⅰ	15
11/12(土)	9:30～12:30	消防防災センター	普通救命講習Ⅲ	15
11/26(土)	9:30～12:30	西分署	普通救命講習Ⅰ	20
12/10(土)	9:30～12:30	消防防災センター	普通救命講習Ⅰ	20

救急車の適正な利用に ご協力ください！

本市の令和3年の救急出動件数は3697件で、令和2年より209件増加し、一日あたりの救急出動件数は平均10・1件です。軽症者の搬送割合は37%（令和2年34・8%）と増加し、搬送割合の約4割が軽症者となっています。

軽症者や緊急性のない傷病者が救急車を利用することにより、一刻を争う傷病者への対応が遅れることになりま。救急車を必要とする人がすぐ利用でき、一人でも多くの命が助かるように、救急車の正しい利用にご協力をお願いします。救急車を呼ぶべきかどうか迷った場合は、次のサービスをご利用ください。

○当番病院の音声案内（テレガイド）
23・5990

○病院案内（消防本部）
28・9119

正しい救急車の 使い方を学ぼう



救急車を呼ぶ前に考えよう



問 消防課 28・6933
FAX 23・6614

土居地域のし尿汲み取り 担当業者を変更します

期間

4月1日～令和6年3月31日

西地区（上野、北野、入野、畑野、浦山、土居・中村の一部）

担当業者

有限会社土居清掃 74・4031

東地区（小林、藤原、津根、野田、天満、蕪崎、土居・中村の一部）

担当業者

有限会社みどり清掃 74・2485

問 生活環境課 28・6145

FAX 28・6059

危険物取扱者試験のご案内

日 6月26日（日）

募電子申請

4月9日（土）～4月19日（火）

書面申請

4月12日（火）～4月22日（金）

問 予防課 28・6937

FAX 23・6614

消防試験研究センター愛媛県支部

089・932・8808

FAX 089・935・4484

※受験願書は、各消防署で配布しています

※詳しくは、（一財）消防

試験研究センターホーム

ページをご覧ください



花の種銀行「フラワーバンク」

花の種（元金）の貸し出しを行い、その種で花を育てて楽しんで頂いた後、種を収穫し、貸し出し相当分に善意の種（利息）を加えて返却して頂く制度です。返却して頂いた種は、翌年度の銀行の元金として活用します。

□座開設の資格と条件

○市内在住・在勤・在学している方、グループ及び事業所

○花を育てる場所を市内で確保できる方

○花が好きな方

○花を種から育て、管理したい方

貸し出す花の種類

アサガオ、ヒマワリ、コスモス、サルビア、ケイトウ、ホウセンカ、ジニア、センニチコウ、日日草、ペチュニア、ヘチマ、ニガウリ

募 4月19日（火）～

問 都市計画課 28・6231

（消防防災センター5階）

FAX 28・6189



市民向け出前ミニ手話教室

あなたの近くに出向きます。地域における手話普及のため、手話の出前教室を開催します。

内自己紹介、手話歌など
対会社、病院、施設、個人、グループなど

※日時や場所については要相談

講 手話サークルのぞく

問 ボランティア市民活動センター

28・6039 FAX 28・6160

簡易裁判所で民事トラブル解決

簡易裁判所では、民事上のトラブルについて、裁判所での手続き（通常訴訟、少額訴訟、民事調停、支払督促）を利用して解決したい方への手続き案内を行っています。

時間 9時～11時30分、13時～16時30分までの間の20分間程度

※土・日・祝日を除く

申 予約制ではありません。右記の時間帯に最寄りの簡易裁判所までお越しください。

問 四国中央簡易裁判所

23・2335



令和3年度災害ボランティア 研修会「まちの防災みんなで 創る安心しこちゅ」放送

防災用品の紹介や災害時に役立つ情報などを、市公式YouTubeチャンネルやコスモスチャンネルで4月中旬から放送予定です。ぜひ、ご覧ください。



市公式 YouTube
チャンネル



四国中央テレビ
ホームページ



問 ボランティア市民活動センター
28・6039 FAX 28・6160

自衛官等採用説明会

日 4月8日（金） 17時30分～19時30分
場 ユーホール2階 大会議室C
日 4月15日（金） 17時30分～19時30分
場 市役所市民交流棟1階 多目的室1
内 自衛隊の活動内容や福利厚生など
※ 詳しくは、お問い合わせください
問 自衛隊新居浜出張所
0897・32・5396（ファクス兼）

みどりの券売機プラス設置

JR川之江駅に全国のJR乗車券などが購入できる「みどりの券売機プラス」が設置されました。テレビ電話を通じた操作案内により、どなたでも安心して利用することができます。



販売時間 5時～23時55分

※ テレビ電話による操作案内は、6時～21時

問 JR川之江駅 58・2032

募集

川之江ふれあい交流センター 文化・芸術講座受講生募集

日 5月～令和5年3月
場 川之江ふれあい交流センター
募 4月14日（木）まで
申 川之江ふれあい交流センターへ直接
お申し込みください。
※ 電話・ファクスでの申し込み不可
円 各講座とも1500円（年間）

※ 講座により、別途副教材費や材料費が必要です
※ 油絵講座の道具をお持ちでない方は、講師と相談のうえ、準備して頂きます（1万円程度）

【川之江ふれあい交流センター文化・芸術講座一覧】

講座名	講師	日時	対象者	定員
陶芸	守谷英雄さん 松村篤子さん	毎月第1・3日曜日 9:30～11:30	18歳以上	25名
木工	神田啓太郎さん 石村好和さん	毎月第2・4土曜日 13:30～15:30	18歳以上	25名
生きがい 木工	神田啓太郎さん 石村好和さん	毎月第1・3火曜日 13:30～15:30	60歳以上	25名
油絵	谷 晶子さん	毎月第1・3土曜日 13:30～15:30	18歳以上	25名

応募者数が定員を超えた場合

各講座とも、抽選により受講者を決定します。
※ 抽選結果は、後日通知します
※ 定員に満たない場合は、申込期間終了後も先着順で受け付けます
申 問 川之江ふれあい交流センター
28・6247（ファクス兼）

初心者向け手話教室 受講生募集（無料）

手話を勉強したい方、手話でボランティア活動をしたい方、気軽に参加ください。お子さまも一緒にどうぞ。

日 4月20日～5月25日（毎週水曜日・全5回）19時30分～20時30分
※ 5月4日（水・祝）は休講
場 川之江文化センター1階 会議室
講 手話サークルのぎく
申 問 ボランティア市民活動センター
28・6039 FAX 28・6160



手話通訳者及び要約筆記者 養成講習会の受講者募集

聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する手話通訳者及び要約筆記者の養成講習会の受講希望者を募集します。

※ 研修場所、期間、受講対象など詳細は、県ホームページをご確認ください



申 問 県視聴覚福祉センター
089・923・9093

愛ロードサポーター募集

県管理道路の清掃美化にご協力頂ける団体（2名以上）を常時募集しています。詳しくは、県ホームページをご確認ください。

問 県道路維持課

089・912・2721
FAX 089・912・2719



四国中央少年少女合唱団 令和4年度 団員募集

歌が大好きなみなさん、合唱の楽しさを味わってみませんか。
5月22日（日）には、しこちゅーホルで行われる「秋川雅史コンサート」において、コーラスを担当する予定です。気楽に見学にお越しください。

日 土曜日（月2〜3回）
13時30分〜15時30分
場 宇摩教育会館3階
（三島中央3・5・21）

内 定期演奏会や県大会などに向けて合唱を楽しみながら練習します。
対 小学1年生〜高校3年生
申 問 四国中央少年少女合唱団
74・3700（大西）



障がいのある方へ

軽自動車税（種別割）の減免

内 身体障がい者本人などが所有する軽自動車で、一定の条件を満たす場合は、申請により税金が減免されます（「自動車税（県税）」を含め一人1台まで）。
持 障がいの内容や等級を証明する手帳類、車検証、運転免許証、マイナンバーがわかるもの
※ その他の証明などが必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください

申請期間

5月24日（火）まで

※ 土・日・祝日を除く

申 税務課・各窓口センター

納 期 限 5月31日（火）

※ 納付書は5月中旬ごろ発送予定です

問 税務課 諸税係 28・6010

FAX 28・6058

自動車税（種別割）の減免申請を 市の出張窓口で受け付けます

日 5月16日（月）〜18日（水）

9時30分〜16時

場 市役所市民交流棟2階 会議室

持 障がいの内容や等級を証明する手帳類、運転免許証、本人名義の車検証、

今年度の自動車税種別割納税通知書

（到着している場合）

内 容	本人が運転する場合	家族が運転する場合
視覚	1〜4級	
聴覚	2・3級	
平衡機能	3級	
音声・言語・そしゃく機能	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合）	—
肢体不自由（上肢）	1・2級	
肢体不自由（下肢）	1〜6級	1〜3級
肢体不自由（体幹）	1〜3級・5級	1〜3級
心臓、腎臓ほか内部機能	1・3級	
肝臓機能、免疫機能	1〜3級	
療育手帳	A	
精神障害者保健福祉手帳	1級	

※ 身体障がいがある18歳未満の方、知的障がいまたは精神障がいがある方は、生計同一者名義の車検証でも可
※ 家族が運転する場合は、前記の持参物以外に必要なものがあります。詳しくは、お問い合わせ頂く
か、県ホームページでご確認のうえ申請してください
対象となる障がいの内容と等級



問 県東予地方局課税課 自動車税係

0897・56・1300
FAX 0897・56・0716

生活福祉課 障がい福祉係
28・6023 FAX 28・6172

令和4年度の移動支援チケット （しこちゅーおでかけチケット）を お渡しします

タクシーや登録車両への給油に利用出来るチケット（黄色）を、対象者一人につき1冊（額面200円の35枚つづり）お渡しします。紛失しても再発行はできません。また、令和3年度のチケット（水色）は、4月1日（金）以降は利用できません。

対 市内在住の方で、次のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳1級または2級の方
- 療育手帳AまたはBの方
- 精神障害者保健福祉手帳1級〜3級の方

※ 施設に入所または入院中の方は除く
持 身体障害者手帳などの手帳類、登録する車両のナンバーがわかるもの（車検証など）

※ 代理申請の場合は、代理人の身分を証明するもの

申 生活福祉課・各福祉窓口

問 生活福祉課 障がい福祉係

28・6023
FAX 28・6172



障がいのある方へ 相談・支援事業

内容	日時	場所	問い合わせ先
県委託療育等支援事業 (相談・講師派遣など)	随時(土・日曜日を 除く)	支援の必要な方や家族が 関わる 保育園・幼稚園・ 学校・事業所など	澄心そうだんさぼーと 22-3311(鈴木) FAX 22-3347
障がい者の就労相談・支援、 事業所からの雇用相談 ※来所による相談は要予約	月～金曜日 9:00～17:30	三島宮川 2-4-2	ジョブあしすと UMA 23-6558 FAX 22-4558 ✉ jobassist@lagoon.ocn.ne.jp

相談

認知症の方やそのご家族の方へ 本人ミーティング(要予約・無料)

本人ミーティングとは、認知症の本人が集い、自らの体験などを語り合うことで暮らしやすい地域のあり方を考える場です。ご家族同士で情報交換ができる場もあります。

日 4月19日(火) 10時～11時30分
場 市役所市民交流棟2階 会議室
定 15名程度
募 4月18日(月) まで

申 問 長寿支援課 地域包括支援センター
28・6147 FAX 28・6059

もの忘れチェック体験(無料)

心配なもの忘れを早期に発見し、予防に取り組めるよう、パソコンを使ったタッチパネル式の「もの忘れ相談プログラム」を体験できます。
一人5分程度で簡単にできます。

日 4月14日(木) 13時30分～15時
場 土居窓口センター

日 5月9日(月) 13時30分～15時
場 市役所2階 長寿支援課

問 長寿支援課 地域包括支援センター
28・6147 FAX 28・6059

職場の人権・パワハラ・セクハラ

パワハラコメント(パワハラ)とは?

職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動(職場上での地位、経験、年齢、人間関係、専門知識などが優位であることを背景に、労働者が抵抗や拒絶がでない状態において行われるもの)であつて、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの(業務上明らかに必要性の無い言動、業務の目的を大きく逸脱した言動、業務を遂行するための手段として不適当な言動など、社会通念上明らかに必要性が無いもの)により、③労働者の就業環境が害されるもの(言動により、労働者が身体的・精神的に苦痛を強いられ、就業環境が悪化し、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、就業するうえで看過できない支障が生じること)であり、①③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

〇対価型セクシアルハラスメント

職務上の地位を利用して性的な関係を要求され、それを拒否したことによって不利益な扱い(解雇、減給、不利益な配置転換、契約更新しないなど)を受けるものです。

〇環境型セクシアルハラスメント

性的な言動によって職場環境が不快なものとなったために、仕事をするうえで大きな悪影響が生じるものです。

セクハラは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者が能力を十分に発揮することの妨げにもなります。また、パワハラ同様に心身の健康や命すら危険にさらされる可能性があります。

「女なのに...」「男のくせに...」といった考え方や思い込みは差別につながります。男女共同参画社会の実現に向け、互いの人権を尊重し、性別に関係なく、個々の能力や適性にあった仕事ができるようにしていくことが大切です。

セクシアルハラスメント(セクハラ)とは?

労働者の意に反する性的な言動により、相手を不快にさせたり、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されることをいいます。男性から女性

問 人権施策課 28・6073
FAX 28・6057



4月の相談日程

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、状況により、相談日が変更または中止となる場合があります。事前に電話でお問い合わせください。

法律相談 ※相談日前日 17:00 までに要予約（土・日・祝日は予約不可）			
4/ 8（金） 9:00～12:00	市役所 1階 102 会議室	市民くらしの相談室 28-6143 FAX 28-6149	
4/19（火） 13:00～16:00	川之江文化センター 1階		
4/20（水） 9:00～12:00	市役所 1階 102 会議室		
4/27（水） 13:30～15:30	土居窓口センター 1階		
5/10（火） 9:00～12:00	市役所 1階 102 会議室		

司法書士相談 ※相談日前日 17:00 までに要予約（土・日・祝日は予約不可）			
4/ 5（火） 9:00～12:00	市役所 1階 102 会議室	市民くらしの相談室 28-6143 FAX 28-6149	
4/13（水） 13:00～16:00	川之江文化センター 1階		
5/ 9（月） 9:00～12:00	市役所 1階 102 会議室		
5/11（水） 13:00～16:00	川之江文化センター 1階		
5/18（水） 13:00～16:00	土居窓口センター 1階		

人権相談		
4/ 4（月）13：00～15：00	川之江文化センター 4 階	人権施策課 28-6073 FAX 28-6057
4/12（火）10：00～12：00	新宮公民館 1 階 研修室	
5/16（月）10：00～12：00	土居福祉センター 1 階	
年中（土・日・祝日を除く） 8：30～17：15	松山地方事務局四国中央支局 23-2407 FAX 23-2496	

年金出張相談 ※要予約			
4/ 8（金） 10:00～14:30 受付	川之江文化センター 4階	新居浜 年金事務所 0897-35-1445	
4/22（金） 10:00～14:30 受付			
5/13（金） 10:00～14:30 受付			
5/27（金） 10:00～14:30 受付			

行政相談			
4/11（月） 10:00～12:00	土居窓口センター 1階	総務調整課 28-6002 FAX 28-6056	
4/12（火） 10:00～12:00	新宮公民館 1階 研修室		
4/19（火） 13:30～15:30	川之江文化センター 2階		
4/25（月） 10:00～12:00	市役所 1階 102 会議室		
5/ 9（月） 10:00～12:00	土居窓口センター 1階		
5/10（火） 10:00～12:00	新宮公民館 1階 研修室		
5/17（火） 13:30～15:30	川之江文化センター 2階		
5/23（月） 10:00～12:00	市役所 1階 102 会議室		

一般・消費・DV相談（相談窓口）		
4/ 5（火） 9：30～11：30	新宮公民館 1階 研修室	市民くらし の相談室 28-6143 FAX 28-6149
4/12（火） 9：30～11：30	土居窓口センター 1階	
4/19（火） 9：30～11：30	川之江文化センター 1階	
5/10（火） 9：30～11：30	土居窓口センター 1階	
5/17（火） 9：30～11：30	川之江文化センター 1階	
年中（土・日・祝日を除く） 8：30～17：15	市民くらしの相談室	

暴力団相談	
年中（土・日・祝日を除く） 8:30～17:15	愛媛県暴力追放推進センター 089-932-1893 FAX 089-932-8930

認知症の語らい（無料）

日 4/22（金） 13:30～15:30
（原則毎月第3金曜日に開催）
場中之庄公民館 会議室 2
内参加者同士の交流・情報交換、
医療・福祉職による勉強会など
申 認知症の人と家族の会愛媛県支部
080-3740-0697（大澤）

不動産無料相談（予約制）

日 4/14（木）・5/12（木）
13:00～17:00
場宇摩建設会館 3階（三島宮川）
申 相談日前日までの13時～17時
に電話予約（土・日曜日を除く）
申 問 愛媛県宅地建物取引業協会
四国中央地区連絡協議会
24-2235 FAX 24-2236

無料特許・商標相談（予約制）

日 5/9（月） 13:00～16:00
場四国中央商工会議所
（金生町下分 789-1）
申 相談日の5日前までに電話予約
申 問 四国中央商工会議所
特許相談係 58-3530
FAX 58-6294

東予若者サポートステーション 出張相談（無料・要予約）

日 4/4（月）・4/18（月）・5/9（月）
13:00～17:00
場ハローワーク四国中央 1階相談室
対 就職にお悩みの15歳～49歳の方
またはその保護者
定 一人1時間の相談で1日4名まで
申 問 東予若者サポートステーション
0897-32-2181 FAX 0897-32-2182
（新居浜市繁本町 8-65）

今月の納期

固定資産税 1期分
保育所・認定こども園使用料 4月分
放課後児童クラブ負担金 4月分
市営住宅使用料 4月分
市営住宅駐車場使用料 4月分
※納期限 5月2日（月）

水道料金 3月分
下水道使用料 3月分
※納期限 4月11日（月）



ちもっも行ってみよや!

公民館 だより



内容 対象者
定員 持参品
募集期限 申込方法・申込先
参加費 講師
問い合わせ先

天満公民館

☎ 28-6360

おうちで楽しくクッキング「いちご大福」

4/14 (木) 15:00 ~ 17:00 の間で希望する時間

☑ 材料の持ち帰り

📅 4/12 (火) まで

💰 5個 300円



※各公民館・図書館のイベントについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、日程などが変更になる場合があります。開催状況などについては、市ホームページなどでご確認ください

イベント情報

川之江図書館

子ども映画会※無料

日 4月16日 (土) 14時 ~ 14時35分

内容「まのがつこ」 パティシエジャッキーとおひさまのスイーツ

定25名

募 4月10日 (日) 10時 ~

わくわくバッグをかりよう!

日 4月23日 (土) ~ 5月12日 (木)

※無くなりしだい終了

内容ともだちがおすすめする本が入っています!

対小学生

三島図書館

図書館deビンゴ!

日 4月23日 (土) ~ 5月22日 (日)

内容児童書を借りてビンゴをしよう。ビンゴになると貸出ピッピ券をプレゼント!

対小学生まで

古本リサイクル市

日 4月28日 (木) 9時 ~ 14時

※当日は館内整理日のため休館



図書館 だより

川之江図書館 28-6256
三島図書館 28-6053
土居図書館 28-6354
おやこ図書館 28-6258

紙のまち図書館

🔍 検索

土居図書館

図書雑誌リサイクル市

日 5月1日 (日) 9時 ~ 16時

場 ユーホール アトリウムコート

おはなし会

川之江図書館

ちっちゃなおはなし会 (乳幼児)

日 4月13日 (水) 10時 ~ 10時30分

三島図書館

おはなししゅっぱぽ (乳幼児)

日 4月21日 (木) 10時30分 ~

土居図書館

ベビードーナツのおはなし会 (乳幼児)

日 4月13日 (水) 10時 ~

ドーナツのおはなし会 (幼児)

日 4月23日 (土) 14時 ~

※土居図書館のおはなし会は、各日定員5組程度 (当日申し込み)



そのほかのおはなし会の日程などは、紙のまち図書館ホームページをご覧ください。各図書館にお問い合わせください!



4月の休館日

川之江・三島図書館

毎週月曜日・28 (木)

おやこ図書館

毎週月曜日・29 (金・祝)・30 (土)

土居図書館

毎週月曜日・28 (木)・30 (土)